



釧路市中央図書館ラウンジでの 軽飲食販売について

釧路市中央図書館ラウンジにおいて、土日やイベント時に軽飲食販売業務を行う店舗を募集します。




期 間	令和8年6月1日～令和8年9月30日 (図書館休館日を除く、開館時間内) ※月1回の土日のみなど短期の出店も可
場 所	釧路市中央図書館 7F ラウンジ
申込方法	別紙申込書をメールに添付の上お申し込みください。 →メールアドレス info@chiiki-zaidan.or.jp
申込期間	令和8年5月11日(月)～5月22日(金)まで ※事前申込がなかった日程については6月以降随時受付となります。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">• 申込が複数あった場合は抽選となります。• 同業でない場合(例: コーヒー販売店と軽食販売店)については相互店舗で話し合いの上、共同で申し込みをお願いします。
使用対象	<ul style="list-style-type: none">• 保健所の菓子製造業許可または飲食店営業許可を受けていること。• 釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者ではないこと。

<p>実施条件</p>	<p>①常に食品衛生法その他関連法令を守り、監督官庁の指示に従うこと。</p> <p>②排出される生ごみその他廃棄物については、持ち帰ったうえで適切に処理すること。</p> <p>③電気製品を使用する場合は、事前に詳細を報告すること。</p> <p>④火器等の使用はできません。</p> <p>⑤業務に必要な保険（生産物賠償責任保険等）に加入すること。また、その保険証券類の写しを提出すること。</p> <p>⑥故意若しくは重大な過失等により施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。</p> <p>⑦販売業務終了後、売上金の報告を行うこと。</p>
<p>経費等の負担</p>	<p>①売上の10%を当財団へ支払うこと。</p> <p>②施設使用料は徴収しない。</p>

※事前に覚書を締結した後の出店となります。

詳しくは

釧路市図書館施設指定管理者：一般財団法人くしろ知域文化財団

 0154-65-7000 へお問い合わせください。